

# 観念論と感覚与件

——現象論再考——

小山 悠

## 〔1〕 序論

現に知覚されている対象について、それが本当にあるのか確かめようとする場合を考えよう。

いま、机の上においてあるバナナを私が見るとしよう。このバナナが本当に存在するかどうかを確かめようとするとき、私にできることはいろいろある。手を伸ばして触れてみる、さまざまな角度から眺めてみる……等。もし、バナナが見える場所に手を伸ばしても何も触れなかつたり、背後に回つてみるとバナナの姿が消えている、ということになれば、バナナを見たのは幻覚であつたかと疑われるわけである。

ここで、バナナが本当に在ることを確かめるために何をしても、できることは特定の範囲内に収まっていゝる。何をするにしても、さまざまな条件のもとで然るべき知覚——すなわち、机の上にバナナが存在するならば生じるはずの知覚——が実際に生じるのを確かめることしかできない。机の上にバナナがあるとしたら、手を伸ばせば触れられるはずであるし、また見る角度を変えても同じバナナを見るはずである。こういう「生じるはずの知覚」が実際に生じること以外に、バナナが存在することを確かめるために使える証拠はない。「知覚される対象が存在

するならば生じるはずの知覚」が実際に生じること、このこと以外に「知覚される対象は存在する」という判断を支える証拠はないのである。

知覚される対象の有無を判断するのに使える証拠は「生じるはずの知覚」に限られる。すると、そもそも「対象が存在する」とは「一定の知覚が生じるはずだ」という意味である、と考へてもかまわないことになる。このように考へるならば、知覚の対象は「一定の条件が揃うならば生じるはずの諸々の知覚」の束に還元されることになる。知覚されたバナナが存在するという事実は、「背後から見れば、バナナの後姿を見るときに視覚が生じるはずだ」とか「手を伸ばせば、バナナに触れる」という触覚が生じるはずだ」といった類の知覚の可能性に関する事実に戻元されるわけである。

この種の還元を行う立場として、「現象論」と呼ばれる見解が広く知られている<sup>(1)</sup>。現象論とは、知覚が意識される際に直接認識されるものとして「感覚与件 *sense-data*」を措定し、知覚の対象を可能的な感覚与件（一定の条件が揃ったときに生じるはずの感覚与件）の集合に還元する見解である。

現象論によれば、知覚の対象は可能な知覚から独立して存在しないことになる。なぜなら、知覚の対象は可能な知覚の集合にほかならないからである。この意味で現象論は観念論の一種である。しかし、現象論を観念論の一種として眺めると、ある奇妙な点に気づかされる。現象論が主張されるに至ったそもその動機は「知覚される対象の有無を認識するためには結局のところ再び知覚に頼るしかない」と思われるところにあるのだとしよう。すると、現象論に至る理路は大筋では次のようになるはずである。知覚の対象を認識するために使える証拠はいずれにせよ知覚に限られる。したがって、「知覚の対象は、対象の存在を示す証拠となる知覚の集合に還元される」と考へられる……このように述べられるかぎり、「対象が知覚の集合に還元される」という主張は感覚与件とは何の関係もないようにみえる。対象を知覚の集合に還元するために感覚与件の措定は要らないように思えるのである。だとす

れば、現象論にとって感覚与件の措定はどのような意味をもつのだろうか。

現象論に対してはこれまで有力な批判が多く寄せられてきた<sup>(2)</sup>。しかし、感覚与件の措定を問題視する批判はあっても、そのほとんどは現象論が企む還元そのものを拒否する立場からの批判である。「感覚与件の措定は知覚の対象を知覚の集合に還元するために必要なのか」という問題が検討されることはなかった。しかし、現象論が魅力的にみえるのは、「知覚による認識の証拠は知覚に限られる」という論点に説得力があるからである。この論点から出発して「知覚の対象は可能な知覚の集合に還元される」と結論されるまでの途中において、感覚与件の措定を経由する必要はどこにもないのかもしれない。だとすれば、そもそも現象論が感覚与件を措定したのは余計な勇み足だったことになる。したがって、現象論の誤りを論証しても、観念論を反駁するためには必ずしも十分ではないことになる。

それゆえ、現象論を今一度検討し直して、現象論のもともとの出発点から見れば感覚与件の措定が余計なことではなかったか、再考してみる価値はあるだろう。以下で試みるのはこの作業である。

本題に入る前に本稿の立場を明確にしておこう。現象論を含む観念論一般は誤っていると私自身は考えている。現象論はたしかに広く知られた見解ではあるが、観念論の一種にすぎない。避けられるべきは観念論一般である。現象論を避けても別種の観念論に陥るのでは、現象論を批判する意味はない。「知覚の対象は知覚の集合に還元される」という観念論の主張をするために、現象論は感覚与件を措定する必要はなかったかもしれない。そうだとすれば、現象論をそれが観念論の一種であるという理由で批判する場合には、感覚与件の概念を攻撃しても何の意味もないこととなる。以下では、観念論にとって感覚与件は不要であり、したがって、感覚与件の拒否は観念論反駁のためには役に立たないことを論じる。

## 【2】現象論の教説

現象論の中心的主張は二つある。

- (A) 知覚による認識において、直接的に認識されるのは感覚与件である。
- (B) 知覚される対象に関する判断は、すべて感覚与件に関する判断に還元される。

以下、この二つの主張を順に検討し、現象論がこの二つを主張するかぎりにおいては、この二つは互いに独立であることを示そう。

(A) まず、「知覚について直接的に認識されるのは感覚与件である」という主張を検討しよう。

バナナを見て「バナナがある」と判断する場合を考えてみよう。この判断を正当化する証拠になっているのは、「バナナを見る」という知覚である。一般に、判断を何らかの証拠に基づいて正当化するとき、証拠という前提から判断を結論する推論が行われている、とみなせる。それゆえ、「バナナがある」という判断は、推論を介して得られたという意味で間接的な認識である。これに対して、「バナナを見る」という知覚が自分に生じた」という認識は、いかなる推論も経ずに得られたと考えられる。この意味で、この認識は直接的である。自分の知覚を直接的に認識する能力を「意識」と呼ぶならば、自分の知覚は意識によって直接的に認識されることになる。

自分の知覚は意識によって直接的に認識され、知覚の対象は知覚に基づいて間接的に認識される。この対比を前提にして、現象論は「我々が自分の知覚を意識するとき直接的に認識されるのは感覚与件である」と主張する。現

象論がこの主張の根拠を提示するために使ったのは、いわゆる「錯覚論法」である<sup>(3)</sup>。どのようにして錯覚論法から感覚与件の存在が導かれるのか、簡単に見ておこう。

「バナナを見る」という知覚を例にとろう。この知覚が幻覚なのかそれとも真正な知覚なのかは、たんにこの知覚に注意するだけでわかるとはかぎらない。たしかに、自分の知覚に十分に注意すれば、幻覚かどうか判別できる場合もあるかもしれない。しかし、自分の知覚を意識するだけでは幻覚か否か区別できない場合もあるだろう。「バナナを見る」という知覚が真正である場合でも幻覚である場合でも、意識されているのは同じものである。なぜなら、どちらの場合でも「バナナを見る」という知覚は、他の知覚から同様に区別されて意識されるからである。しかし、知覚の対象（バナナ）は、幻覚の場合には存在せず、真正な知覚の場合には存在する。したがって、「バナナを見る」という知覚を意識するとき、意識されるのはバナナではない。意識されるのは、バナナ状だがバナナではないもの、すなわちバナナ状の感覚与件である。知覚を意識するとき、我々が意識するのは知覚を構成する感覚与件である。錯覚論法とはこのような議論であるが、この論法に「意識されるのは感覚与件である」という結論を確立する力はない。なぜなら、同じ論法から「意識されるのは知覚の志向性である」という結論を導くこともできるからである<sup>(4)</sup>。

知覚の志向性とは、「対象との対応によって真偽が評価される」という性質である。「バナナを見る」という知覚は、バナナがあるとき（またそのときのみ）真であり、バナナがないとき（またそのときのみ）偽である。このように真偽が評価されることを指して、『バナナを見る」という知覚はバナナを表象する」という言い方もなされる。志向性の特徴は、表象される対象の認識から独立にはこの性質を認識できないことである。知覚をその志向性によって特定する場合、対象と同じ概念を使用せざるをえないのである。「バナナを見る」という知覚の志向性、すなわち「バナナを表象する」という性質を認識するためには、「バナナ」という概念が必要である。この概念は、本来はバナ

ナという対象に適用される概念である。ある知覚をほかならぬ「バナナ」を表象する知覚として特定するためには、本来は対象に適用される「バナナ」という概念を転用して知覚に適用せざるをえない。したがって、「バナナを見る」という知覚を認識する能力はもつが、バナナを認識する能力はもたない認識主体などありえない。この意味で、知覚と対象の認識は論理的に独立ではない。

これに対して、感覚与件は対象の認識とは無関係に認識できる。「バナナを見る」という知覚を構成する感覚与件は、この知覚をそれ自体として他の知覚から区別する。「それ自体として区別する」とは、区別のために知覚以外の何か（つまり知覚の対象）が認識できる必要はない、という意味である。現象論によれば、「バナナを見る」という知覚を他の知覚から区別して意識するために、この知覚と他の知覚以外の何かを認識できる必要はない。意識によって知覚はそれ自体として認識される。つまり、他の何かの認識から論理的に独立して認識される。現象論が錯覚論法に訴える際にはこれを前提にしている<sup>(3)</sup>。

この前提なしでは、錯覚論法から感覚与件の存在は導けないことは明らかである。なぜなら、この論法から出てくるのは、「真正な知覚と幻覚に共通し、ある知覚を他の知覚から区別するような何かが存在する」ということであって、この「何か」は感覚与件でも志向性でもありうるからである。

(B) 次に、「知覚の対象に関する判断は、すべて感覚与件に関する判断に還元される」という主張の検討に移ろう。

現象論によれば、私が机の上にバナナがあるのを見て「机の上にバナナがある」と判断するとき、この判断は知覚に関する判断に還元される。現象論による還元は次のように進む。本当に机の上にバナナが存在するならば生じるはずの諸々の知覚がある。もしバナナが存在するならば、背後に回ればバナナの後姿を見るはずであり、手を伸

ばせばバナナに触れる感覚が生じるはずであり、匂いを嗅げばバナナの香りを嗅ぐはずである……等。こういった諸々の「生じるはずの知覚」が実際に生じることを確かめることのほかに、バナナが存在することを確かめる手段は存在しない。したがって、「バナナがある」という判断の意味は、「背後に回ればバナナの後姿を見るはずであり、かつ、手を伸ばせばバナナに触れる感覚が生じるはずであり……」という判断によって、総じて言えば「然々の条件のもとでは、然々の知覚が生じるはずだ」という形の連言によって表される。おおよそ、これが知覚の対象を可能的な（生じるはずの）知覚の集合に還元する手続である<sup>60</sup>。

しかし、これだけではまだ還元は完了していない。まだ「手を伸ばせばバナナに触れる感覚が生じるはずだ」という条件文が、前件において知覚ではなく対象への言及を含んでいるからである。還元が完全になされるためには、対象への言及はすべて知覚への言及に置き換えられねばならない。そこで、条件文の前件をなす判断、すなわち「手を伸ばす」という判断についても、「バナナがある」という判断と同様の手続で還元がなされる。還元の結果として対象への言及が出てくる度に、その対象に関する判断を少なくとも後件は知覚に言及する条件文の形をした判断（の連言）に置き換える、という還元を行う。こういう還元をくりかえせば、最終的にはすべて知覚にだけ言及した判断になるはずだ、と現象論は想定する。なぜなら、我々が対象について判断を下す際には必ず何らかの知覚に基づいているはずだからである。

さて、対象を知覚の集合に還元する現象論の議論はこのようなものだとしよう。この議論において、「知覚について直接的に認識されるのは感覚与件である」という想定は何か意味をもつだろうか。すでに見たように、直接的に認識されるのは知覚の感覚与件なのかそれとも志向性なのかという論点は、結局、知覚の認識が対象の認識に依存するか否かという問題に帰着する。しかし、たとえ知覚の直接的な認識が対象の認識に依存しているとしても、対象を知覚の集合に還元する手続はすこしも妨げられない。

知覚が感覚与件から構成されるとすれば、対象が知覚の集合に還元された後では、対象は感覚与件によってのみ特定できることになり、対象を認識するのに対象の概念は不要になる。他方、知覚について意識されるのは志向性であり、したがって知覚を特定するのに本来は対象に適用する概念を転用せざるをえないとすれば、対象を知覚の集合に還元した後でも対象の概念は必要になる。しかし、概念的還元と存在論的還元は別である。知覚の集合を特定するのに対象の概念が必要不可欠だとしても、「対象は知覚の集合と同一視できる」という主張は何も影響も受けない。この主張を支えるのは「対象の認識は知覚以外の証拠に基づいては不可能だ」という論点である。この論点は、知覚の認識に対象の概念が必要であっても、依然として成立する。

知覚について直接的に認識されるのが感覚与件ではなく、志向性だしよう。それでも、知覚される対象の存在を確かめるためには、「生じるはずの知覚」に頼るしかないという事情は何も変わらない。皿の上にバナナがあるのを見ると、意識されるのは、バナナ状の感覚与件ではなく、「皿の上のバナナを表象する」という志向性だしよう。そうだとしても、皿の上にバナナが存在することを認識するために使える証拠が増えるわけではない。やはり、背後に回るならばバナナの後姿を見ること、手を伸ばすならばバナナに触れること……これらの知覚以外に証拠はない。ただ、これらの知覚を何らかの対象を表象するものとみなすことになるだけである。

要するに、意識されるのが志向性だとしても、依然として次のように主張できるのである。知覚される対象が存在する場合と存在しない場合の違いは、必ず何らかの知覚の違いに反映されるのでなければならぬ。たとえ現実の知覚には何の違いをもたさなくとも、何らかの条件が揃ったときには生じるはずの知覚、すなわち可能的な知覚のうちには、二つの場合の違いが反映されるのでなければならぬ。さもなければ、対象の有無は知覚に基づいては決して知りえないことになる。知覚に基づいて認識できないような対象の存在を想定するのは無意味である。それゆえ、対象が存在することの意味は、対象が存在する場合としない場合では「どのような知覚が生じるはずな

のか」が異なっている、ということ以上ではない。したがって、対象は可能な知覚の集合に還元される。これはたんなる観念論の主張である。感覚与件とは何の関係もない。このような主張をするために、知覚は対象と独立に記述できると想定する必要はない。知覚を記述するのに対象を記述すると同じ概念を使わざるをえないとしても、知覚によっては認識不可能な対象の想定が無意味に思えるのは変わらないからである。

では、現象論が「知覚は対象と独立に記述できる」と主張する理由は何なのだろうか。この主張は、「対象は可能な知覚に還元される」という観念論の主張とは何の関係もないのだろうか。そうともいえない、ということを次に論じよう。

### 【3】 感覚与件の必要性

現象論の二つの主張、すなわち「知覚について意識されるのは感覚与件である」と「知覚の対象は可能的な感覚与件の集合に還元される」を検討した結果、次のことがわかった。後者は前者から独立であり、後者はそれだけとってみれば、「感覚与件の集合」の代わりに「知覚の集合」と言ってもかまわないような内容しかもっていない。それゆえ、現象論にとって感覚与件の指定はいかなる意味をもつのか、という疑問が生じる。

実は、感覚与件の指定が意味をもつのは、いったん「知覚の対象は可能的な知覚の集合に還元される」と主張した後の段階においてである。現象論と实在論が対立関係にあるのかどうかを問題にするときになって、はじめて「知覚について意識されるのは感覚与件である」という想定が意味をもつ。要するに、感覚与件が必要になるのは、現象論に観念論の性格を与えるためなのである。

現象論と实在論の対立関係が問題になるのは、この二つの立場のどこに違いがあるのかを言うのが難しいからで

ある。現象論によれば、知覚の対象は可能的な知覚の集合と同一である。したがって、対象の存在は知覚の可能性に依存することになる。これに対して、实在論とは「対象の存在と知覚の可能性は独立である」と主張する立場である。实在論によれば、知覚の対象は可能的な知覚の集合には還元されない。したがって、対象は可能的な知覚の集合を超えた余分な何かをもつことになる。しかし、この「余分な何か」は何なのかを言うのは困難である。このことは、現象論と实在論が相反する立場だと想定するのは無意味ではないか、という疑念を招きよせる。いったい現象論と实在論の見解が対立する場面を想定できるだろうか。

「現実には知覚されていない対象は存在しない」と主張する極端な観念論であれば、この立場が实在論と対立するのは明白である。極端な観念論の見解が实在論の見解と食い違う場面は容易に想定できるからである。月の裏にあるクレーターを知覚する認識主体が存在しない場合には、「月の裏にはクレーターがある」という主張を極端な観念論は無意味とみなす。これに対して、实在論はこの主張に意味を認める。したがって、この場合に实在論と極端な観念論の見解は対立する。

しかし、対象を現実の知覚と同一視する極端な観念論と違って、現象論は対象を可能的な知覚の集合と同一視する。それゆえ、現象論と实在論の見解が異なる場面を想定するのは難しくなる。

バナナが皿の上にあるのを見て、私は「バナナが皿の上にある」と判断する。もしバナナが皿の上に存在するならば、皿の上に手を伸ばしたときには、バナナに触れる感覚があるはずである。いま、皿の上に手を伸ばしたのもかわらず、手には何の感覚も生じなかったとしよう。この場合でも、「バナナが皿の上にある」という主張に实在論は意味を認める。实在論にとつて、対象の存在と知覚の可能性は独立だからである。これに対して、現象論にとつては、「バナナが皿の上にある」という主張は、「皿の上に手を伸ばせばバナナに触れる感覚がある」ということを意味する。それゆえ、この感覚がしなかった場合には、現象論はこの主張に意味を認められない……と言い

切ることができれば話は簡単であるが、そうもいかない。なぜなら、現象論は「たんに手の触覚に異常があるだけだ」という説明に逃げられるからである。もし手の触覚に異常があるならば、手を伸ばしてもバナナに触れた感覚がしないのは、現象論にとつても当然のことである。したがって、現象論も「バナナが皿の上にある」という主張に意味を認められる。それゆえ、現象論と實在論の見解は対立するとはいえない。

「手を伸ばしてもバナナに触れる感覚がしないのは、手の触覚に異常があるからだ」という説明は、實在論も認めるべき説明である。バナナが皿の上存在するにもかかわらず、手を伸ばしてもバナナに触れる感覚がしないならば、「なぜバナナに触れる感覚がしないのか」を説明する原因がなければならぬ。「通常であれば生じるはずの知覚が何の原因もなしに生じないこともある」と認めるのは實在論にとつても不合理である。対象の存在を知覚の可能性から論理的に独立とみなしても、これが不合理なのは変わらない。要するに、バナナが存在する場合には、(1)手を伸ばせばバナナに触れる感覚が生じるはずであること、そして(2)これが生じない場合には何か説明がなければならぬこと、この二つの点を認める点で現象論と實在論は同じなのである。したがって、生じるはずの知覚が実際には生じない場合でも、対象の存在に意味を認めるか否かで現象論と實在論が異なることはない。

では、現象論と實在論の違いはどこにあるのか。「バナナに触れる感覚がしないのは、手の触覚に異常があるから」と判断するとき、この判断は知覚だけに言及する判断に最終的には還元可能だと現象論は想定する。實在論によれば、このような還元は不可能である。これが現象論と實在論の違いである。しかし、そもそも問題は「還元が可能だと主張する場合と不可能だと主張する場合では何が違うのかを明確にできない」ということであった。それゆえ、話は振り出しに戻ったことになる。このように、現象論と實在論はどこが違うのかを特定するのは困難である。

「知覚について意識されるのは感覚与件である」という現象論の主張が意味をもつのはここである。現象論と實在論の見解が対立する場面を特定するためには、いささか回り道をして、この主張から何が帰結するのかを考察せ

ねばならない。意識されるのが知覚の志向性ではなく感覚与件なのだとすれば、志向性はどのようにして認識されるのか。あるいはむしろ、現象論にとって知覚の志向性とは何なのか。

現象論によれば、対象は可能的な知覚の集合と同一である。知覚の対象とは、「その対象が存在するならば生じるはずの知覚の集合」にほかならない。では、ある対象を知覚するとき、その対象が存在する場合にはどのような知覚が生じるはずなのか、これをどうやって我々は知るのだろうか。皿の上にあるバナナを私が見るとき、「バナナが皿の上に存在するならば、手を伸ばしたときにはバナナに触れる感覚があるはずだ」ということを私は知っている。この知識を正当化しようとすれば、過去の類似した知覚経験に基づく帰納的推論に頼るほかないだろう。「皿の上」にリングがあるのを見た後で、手を伸ばしたらリングに触れる感覚がした」という経験等から類推して、「バナナを見ているこの場合に、もし手を伸ばしたならばバナナに触れる感覚があるであろう」と予期するのである。

現象論にとつては、対象は生じるはずの知覚の集合である。それゆえ、対象とは「過去の経験からの帰納に基づいて生じると予期される知覚の集合」にほかならない。ここで、このような現象論の見解にしたがうと、「バナナを見る」という知覚が錯覚や幻覚だとしても対象が存在することにならないか、という疑問が生じるかもしれない。錯覚や幻覚の場合でも、過去に類似した錯覚・幻覚経験を多くもつならば、帰納に基づいて「生じるはずの知覚」を予期できるのは真正な知覚の場合と同じである。したがって、錯覚や幻覚にも「生じるはずの知覚」の集合を考へられる。この集合を錯覚・幻覚の対象とみなすことは可能である。それゆえ、錯覚や幻覚にも対象が存在することになる。すると、錯覚・幻覚と真正な知覚の間に違いがなくなってしまうだろうか。

過去の経験から将来の知覚を予期できる精度が真正な知覚と同じであるならば、錯覚や幻覚とされる知覚にも対象が存在するとみなしてもかまわない。これが現象論の解答である<sup>(7)</sup>。同じ大きさの物体が、遠くにある場合には小さな物体であるように知覚され、近くにある場合には大きな物体であるように知覚される。前者の知覚には対

象（小さな物体）は存在せず、後者の知覚には対象（大きな物体）が存在するとされるのはなぜだろうか。現象論によれば、ここには「生じるはずの知覚」を予期できる精度の差異しかない。つまり、物体が近くにあるときに生じる知覚に基づくならば、遠くにあるときにはどの程度小さい物体の知覚が生じるかを（相対的に）高い精度で予期できる。逆に、遠くにあるときに生じる知覚に基づいて予期しても、近くにあるときにどの程度大きい物体の知覚が生じるのかは（相対的に）低い精度でしか予期できない。もしかりに予期の精度が同等であるならば、物体が遠くにある場合と近くにある場合で、「本当の大きさ」が知覚されるのはどちらの場合であってもよい。これをどちらかに決めるのは規約の問題にすぎない。実際、「物体がその本当の大きさにおいて知覚されるのは、どの程度の近さにあるときなのか」という問いに正確な答えなどないことは明白である。遠くにあるときに生じる知覚を同じ精度で予期できるかぎり、どの程度離れていても本当の大きさにおいて知覚されていることに変わりはない。

こうして、現象論は対象を「帰納によって生じると予期される知覚」の集合と同一視する。「知覚に対象が存在しない」とは「（相対的に）低い精度の予期しかできない」という意味ではないのである。したがって、「生じるはずの知覚」を帰納に基づいてまったく予期できない場合には、対象を認識するのは一切不可能になる。実際、帰納に基づく予期がまったく不可能になるほど無秩序に知覚が生起する場合は想定可能であろう。この場合には、現象論によれば、対象の認識は不可能である。それだけではなく、「生じると予期される知覚」が存在しない以上、「対象」の概念は無意味になる。したがって、この場合、現象論にとっては「対象が存在する」という主張は意味をもたない。

他方、实在論にとって対象は可能的な知覚の集合ではない。どのような知覚がどのような場合に生じるはずなのか、という知覚の可能性から独立して対象は存在する。それゆえ、たとえばまったく無秩序に知覚が生起する場合であっても、「対象が存在する」という主張に实在論は意味を認める。このように、实在論と現象論の見解が対立す

るのは、知覚が（帰納に基づく予期が不可能なほど）無秩序に生起すると想定した場合なのである。

現象論によれば、帰納に基づく予期が不可能な場合に「対象が存在する」という主張には意味がない。したがって、この場合には知覚は志向性を失う。しかし、このように現象論が主張できるのは、知覚の志向性が意識されることを否定しているからなのである。もし知覚について意識されるのが感覚与件ではなく志向性であるならば、知覚が無秩序に生起する場合には対象の存在に意味がない、とはいえなくなる。志向性とは「対象との対応によって真偽を評価される」という性質である。したがって、知覚の志向性を認識するとは、もし知覚が真であるならばいかなる対象が対応して存在するのかを理解することにはかならない。だから、知覚の志向性を意識できるならば、それだけで対象の存在に意味を認めたことになる。どんなに無秩序に知覚が生じるとしても、「バナナを見る」という知覚は「バナナ」という対象を表象する知覚として意識されることになる。したがって、この知覚によって表象される対象とこの知覚そのものは区別され、前者の有無によって後者の真偽が決まる、ということになってしまふ。しかし、対象と「生じると予期される知覚」の集合を同一視するならば、「生じると予期される知覚」がそもそも存在しない場合には、対象の存在に意味は認められない。それゆえ、帰納に基づく予期が不可能なほど無秩序に知覚が生起する場合には、知覚について意識されるのは志向性ではなく、感覚与件でなければならない。こうして、「知覚について意識されるのは感覚与件である」という想定が必要になるわけである。

#### 【4】 感覚与件なしの観念論

ここまでの議論をまとめておこう。感覚与件の指定は、現象論が「対象は可能的な知覚の集合に還元される」と主張するためには必要ない。この主張の論拠は「対象を認識するために使える証拠は可能的な知覚に限られる」と

いう論点にある。しかるに、感覚与件の概念はこの論点には何の関係もない。したがって、「対象は可能的な知覚の集合にほかならない」と主張するためには、感覚与件の指定は余計な勇み足である。しかし、感覚与件の指定は現象論にとって無意味な添加物だとはいえない。現象論が实在論と対立する立場であり、観念論の一種であることを明確に示すためには、感覚与件の指定が必要である。現象論と实在論の対立は、知覚が秩序だって生じているかぎり表面化しない。それゆえ、両者の見解の相違を炙り出すためには、知覚が無秩序に生じる場合に対象の存在に意味を認めるか否かを問わねばならない。この場合でも实在論は対象の存在に意味を認める。現象論がこれに対抗して「この場合には対象の存在に意味はない」と言い切るためには、意識されるのは志向性ではなく感覚与件だとせねばならない。

要するに、感覚与件の指定は現象論と实在論の相違点を明確にするために必要になるにすぎない。「対象は可能的な知覚の集合に還元される」と主張するためには、つまり観念論の立場を採るためには、感覚与件の指定は不要である。したがって、「知覚の対象を認識するために使える証拠は可能的な知覚に限られる」という論点から出発し、感覚与件の指定を回避しつつ、観念論の立場に進むこともできるはずである。ただしこの道を進む場合には、観念論と实在論の相違点を明確にするために感覚与件に頼るわけにはいかなくなる。しかし、感覚与件に頼らずとも、観念論と实在論の見解が対立する場所を特定することはできる。それゆえ、結局のところ、感覚与件は観念論にとって必要ない。このことを以下では示したい。

知覚について意識されるのは感覚与件ではなく志向性だと想定しよう。このように想定しても、知覚の真理を示す証拠が「生じるはずの知覚」に限られるのは同じである。過去の知覚経験に基づいて帰納的に「現在の知覚に引き続いてこれから生じるはずの知覚」を予期し、この予測の中をもって現在の知覚の真理を示す証拠とみなす。生じるはずの知覚が生じれば、それは対象が存在する証拠である。逆に、生じるはずの知覚が生じなければ、対象

が存在しない証拠である。これ以外に証拠はない。したがって、知覚の対象は「生じるはずの知覚」の集合と同一視できる。このように観念論が主張するでしょう。このとき、観念論と実在論の見解はどこが異なるのだろうか。

観念論と実在論の見解の対立は、証拠不十分で判断を下せない場合に生じる。バナナが皿の上にあるのを見て「バナナが皿の上にある」と判断したとしよう。しかし、皿の上に手を伸ばしてみると、手には何も触れなかった。この場合、さしあたっては「バナナが皿の上にある」という判断は撤回されるべきであろう。とはいえ、直ちに「皿の上にはバナナはない」と判断するのも早計である。もう一度手を伸ばせば、今度はやはりバナナに触れる感覚があるかもしれない。その場合には、先に何も触れなかったのは錯覚・幻覚だったことになるだろう。逆に、バナナが皿の上にあるのを見ながらも、何度手を伸ばしても何も触れないかもしれない。この場合には、「バナナを見る」という知覚は幻覚だとするべきであろう。いずれにせよ、一度手を伸ばして触れなかっただけの時点では、バナナの有無はまだ判断できない。最終的な判断を下すのに十分な証拠が得られていないからである。

このように、「対象は存在する」と「対象は存在しない」という判断のいずれの判断を下すにも証拠が足りない場合がある。こういう場合には、対象の有無の判断を差し控えねばならない。観念論はこういう場合に「対象は在るか無いかのどちらかだ」と断定できない。なぜなら、観念論にとって、対象は「生じるはずの知覚」の集合である。したがって、「生じるはずの知覚」がこれから生じるのかどうか確定していない段階では、対象は在るとも無いともいえないのである。もちろん、さしあたっては判断を控えねばならないとしても、すぐに判断するに足るだけの証拠が集まるかもしれない。しかし、問題は「いつかは最終的な判断を下せる」という論理的な保証がないことである。対象が存在すると判断するためにも、存在しないと判断するためにも、十分な量の証拠を積み重ねる必要がある。それゆえ、いずれの判断を下すにも証拠が足りない可能性は常にある。この可能性を考慮するならば、「対象は在るか無いかのどちらかだ」とは断定できないのである。

他方、實在論によれば、対象の有無について判断を控えている場合でも、対象は在るか無いかのどちらかである。なぜなら、實在論にとつて、対象の存在は知覚の可能性から独立しているからである。これからのような知覚が生じる可能性があるのかは、対象の存在とは何の関係もなく、たんに対象は在るか無いかのどちらかだからである。むろん、我々が物体を知覚するとき、最終的には対象の有無を判断できる場合が圧倒的多数である。しかし、これを根拠にして、あらゆる知覚について最終的にはその対象の有無を判断するのに十分な証拠が得られるはずだ、ということとはできない。我々の知覚は対象の有無を多くの場合には判断できる程度には秩序だっている生じているという事実があるにすぎない。

ここで注意すべきは、観念論が「対象は在るか無いかのどちらかだ」と断定しないからといって、「対象は在るのでもなく、無いのでもない」と主張するわけではない、という点である。観念論は「在るのでも無いのでもない対象」という奇妙な概念に意味を認める必要はない。知覚が志向性をもつとは、対象の有無に応じて真偽が決まるということである。知覚に表象される対象が存在するとき（またそのときのみ）、知覚は真である。表象される対象が存在しないとき（またそのときのみ）、知覚は偽である。対象が存在する可能性と存在しない可能性、可能性はこの二つしかない。この二つ以外に「対象が存在するのでも存在しないのでもない」という第三の可能性があるわけではない。観念論が否定するのは、この二つの可能性のどちらか一方が必ず現実だということである。

實在論によれば、対象の有無について判断を控えざるを得ない場合でも、対象が存在する可能性と存在しない可能性のどちらか一方が既に現実になっている。なぜなら、これからのような知覚が生じるとは無関係に、対象の有無は決まっているからである。これに対して、観念論によれば、対象が存在する可能性と存在しない可能性は、他に第三の可能性があるわけではないにせよ、既にどちらか一方が現実だ、とはいえない。対象は「生じるはずの知覚」の集合であるから、対象の存在は「生じるはずの知覚はこれから実際に生じるのか」に依存して決まるか

らだ。したがって、対象の有無について判断を控える場合には、観念論と実在論は「対象は在るか無いかのどちらかだ」という主張の是非をめぐって対立するのである。<sup>(8)</sup>

## 【5】 結論

かつてエアは現象論をめぐる議論を次のように総括した。

現象論にかくも深く人々が傾倒したのは、それ自体としてもっともらしいから、というよりむしろ感覚与件の導入が他の選択肢を残さないように思えたからであった。物的対象についての言明は、感覚与件の生起を通じてのみ検証ないし反証されるのだから、とにかく感覚与件についての言明に還元可能でなければならぬ、と考えられたのである。<sup>(9)</sup>

この総括そのものはまったく正しい。しかし、ここでエアが述べている論点は、実は、感覚与件に関係ないのである。感覚与件を導入してもしなくても、「対象についての言明は、知覚の生起を通じてのみ検証ないし反証される」という考えは「それ自体としてもっともらしい」。したがって、たとえ感覚与件の措定を拒んでも、「対象についての言明はとにかく知覚についての言明に還元可能でなければならぬ」と考えられることに変わりはない。

現象論の出発点をなすのが「知覚の真偽を判断できるのはただ（可能的な）知覚を証拠にしたのみである」という論点だとすれば、感覚与件の措定はこの論点を明確に表現する効果をもつにすぎない。この論点からは「対象は（可能的な）知覚の集合に還元される」という観念論が不可避に出てくるように思えるが、この観念論にとっては感覚

与件の措定はまったく余分なつけたしである。それゆえ、観念論を反駁するために感覚与件の措定を批判してもまったく的外れである。観念論を反駁するためには別の道をとらねばならない。

#### 参考文献

- Austin, John L. (1962). *Sense and Sensibilia*, Clarendon Press.  
Ayer, Alfred J. (1940). *Foundations of Empirical Knowledge*, Macmillan.  
Ayer, Alfred J. (1956). *The Problem of Knowledge*, Macmillan.  
Chisholm, Roderick M. (1948). "The problem of empiricism", *Journal of Philosophy* 45 (19):512-517.  
Dummett, Michael A. E. (1978). "Realism," in his *Truth and Other Enigmas*, Harvard University Press.  
Harman, Gilbert (1990). "The intrinsic quality of experience", *Philosophical Perspectives* 4:31-52.  
Lewis, Charles I. (1929). *Mind and the World Order*, Charles Scribner's Sons.  
Sellars, Wilfrid (1956). "Empiricism and the Philosophy of Mind", reprinted Sellars (1963b).  
Sellars, Wilfrid (1963a), "Phenomenalism," in Sellars (1963b).  
Sellars, Wilfrid (1963b), *Science, Perception and Reality*, Routledge and Kegan Paul.

#### 註

- (1) 現象論の見解を洗練された形で示した著作としては、Lewis (1929) や Ayer (1940) がある。以下、この二つの著作を現象論の代表とみなして議論を進める。
- (2) 現象論に対する代表的な批判としては、Chisholm (1948), Austin (1962), Sellars (1963a) 等がある。

- (3) 錯覚論法に関する標準的典拠は Ayer (1940, ch. 1) である。
- (4) この点については Harman (1990) を参照。
- (5) この前提に対する批判については Sellars (1956, secs. 10-20) を参照。
- (6) 正確に言えば、「生じるはずの知覚」には「これから生じるはずの知覚」だけではなく、「かつて生じたはずの知覚」つまり「かつて生じたことが想起される知覚」も含まれねばならないが、本稿では無視する。
- (7) Ayer (1940, secs. 22-23) を参照。
- (8) Dummett (1968) は、実在論と反実在論を一般的に区別する基準として、「排中律の妥当性を認めるか否かで区別される」という意味論的な基準を提案した。この基準による実在論と反実在論の区別は、本稿で論じた（知覚の哲学における）実在論と観念論の区別に対応する。「対象は在るか無いかのどちらかだ」という主張は排中律を存在論的な言い換えたものとみなせるからである。なお、Dummett (1968, p. 157-160) は現象論は排中律の妥当性を拒否すべきであったと論じている。
- (9) Ayer (1956, p.129)